

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：桶川市

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 81.7 %                          |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 93.6 %                          |
| 全職員               | 60.8 %                          |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 98.8 %                          |
| 本庁課長相当職     | 97.4 %                          |
| 本庁課長補佐相当職   | 98.2 %                          |
| 本庁係長相当職     | 95.2 %                          |

#### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 104 %                           |
| 31～35年 | 89.8 %                          |
| 26～30年 | 97.4 %                          |
| 21～25年 | 84.8 %                          |
| 16～20年 | 92.8 %                          |
| 11～15年 | 85.3 %                          |
| 6～10年  | 78.7 %                          |
| 1～5年   | 83.6 %                          |

#### 【説明欄】

・短時間勤務の職員については、勤務形態を基礎として職員数換算している。  
(例：フルタイム勤務(週38.75時間)の1/2の勤務時間で勤務する短時間勤務職員については、職員数換算において1/2人と取り扱う。)  
・短時間勤務である会計年度任用職員に占める女性の割合が94%となっているため、男女の給与の差異が大きくなっている。  
・県からの派遣職員等については、派遣元等の勤続年数を通算している。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。